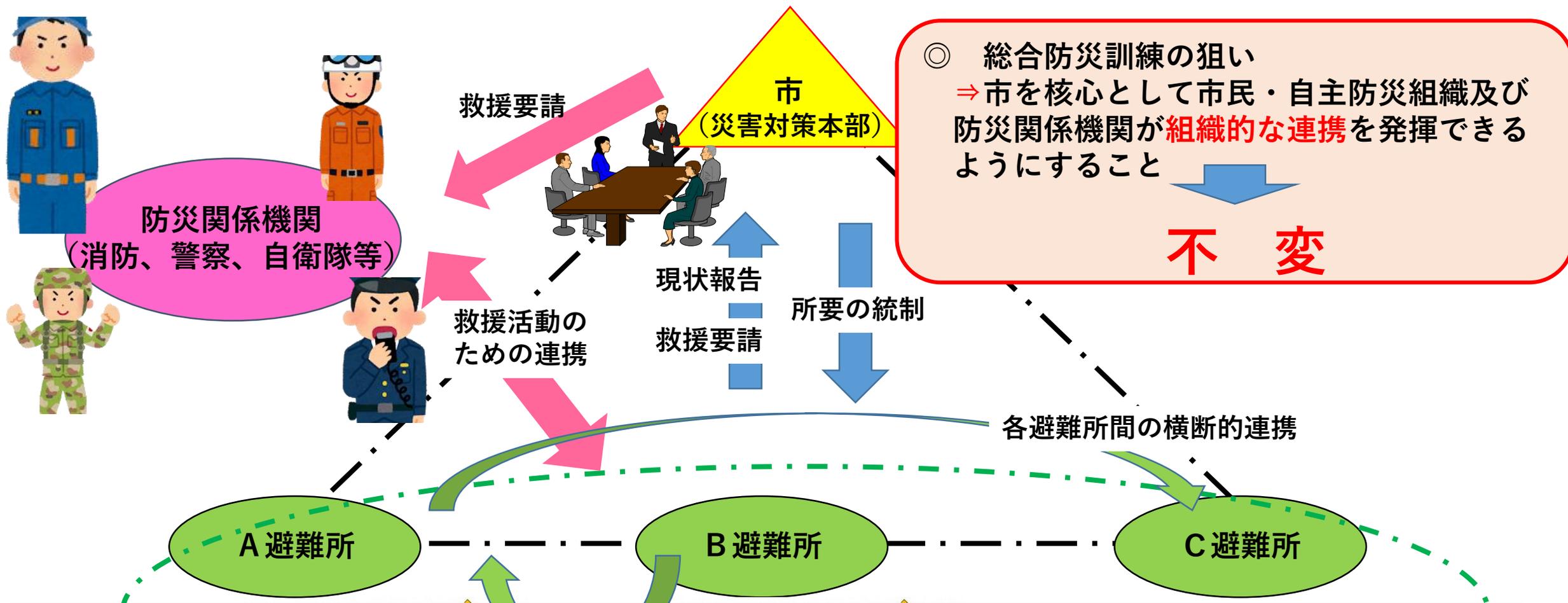


令和6年度 酒田市総合防災訓練の概要

令和6年9月10日
酒田市危機管理監

令和6年度総合防災訓練の狙い



◎ 総合防災訓練の狙い
⇒市を核心として市民・自主防災組織及び
防災関係機関が**組織的な連携**を発揮できる
ようにすること

不変

◎ 総合防災訓練⇒何が総合？

- 共助の主体の自主防災会等（地域）
 - 被災者を救援する防災関係機関等
 - 全般を統制する市役所（行政）
- 3つの中核的機能が、同一日時・想定の下訓練を行うことにより、相互の行動を理解して、連携を深めることを目的とする。
(市全体の災害対応要領に一定の行動基準を確立することができる。)

令和6年度総合防災訓練実施日

令和6年10月27日（日）

課目：津波・土砂災害を伴う震災対応（旧酒田地区）
大雨に伴う土砂災害・河川洪水等対応（総合支所地区）

ちなみに・・・来年は

令和7年10月26日（日） 予定

課目：津波を伴う震災、大雨に伴う土砂災害・河川洪水等対応
令和8年以降：河川洪水等対応（予定）

令和6年度 総合防災訓練の想定等

発災

旧酒田地区 震度7

総合支所地区
線状降水帯発生

- ◎ 日時
令和6年10月27日(日)
時間：検討中(0800±15分)
- ◎ 訓練想定
 - 旧酒田地区：津波・土砂災害を伴う震災対応
 - ・ 被害想定：酒田市津波ハザードマップ参照
 - 総合支所地区：河川洪水・土砂災害を伴う大雨対応
 - ・ 被害想定：土砂災害警戒区域等(土砂災害警戒システム)
- ◎ 主要訓練項目
 - 共通：個人防災グッズの準備と携行
避難行動要支援者の避難支援
 - 旧酒田地区：津波・土砂崩れからの避難
 - ・ 身を守る行動
 - ・ 津波からの避難
 - ・ 避難所への移動
 - 総合支所地区：河川洪水・土砂災害からの避難
 - ・ 避難所への移動

市総合防災訓練の演練事項

災害対策本部

- 震災対処の初動における市役所の活動
 - ・ 休日間の応急出勤
 - ・ 発災直後の混乱から組織的な指揮所活動までの円滑な移行
- 組織的な指揮所活動
 - ・ 状況の把握と共有
被災状況、避難者状況、防災関係機関及びインフラ業者の活動
 - ・ 組織的な指揮所活動
救援力と行政処置のマッチング、情報発信



防災関係機関、インフラ業者及び行政との連携

- 任務区分の明確化
 - ・ 発災直後の各機関の行動をモデル化
- ↓
- ・ 各機関の行動を擦り合わせ、認識の共有
⇒各機関相互認識の深化
⇒活動の死角・重複の防止
- 実動訓練により徹底及び検証

自主防災組織等

- 身を守る行動
 - ・ 身を守る訓練
 - ・ 緊急避難
- 各自主防災組織等計画訓練
- 地域と消防団との連携による避難行動
要支援者の避難要領の確立



令和6年度総合防災訓練のメインテーマ 【個人防災グッズの準備と携行】

避難する時に持ち出す最小限の必需品で、**欲張りすぎないのが重要**
最大で男性15kg、女性10kg程度をリュックサックなどに入れて保管



各人毎日頃から準備

必須項目

一時的な避難
(最小限の携行品)

ペットボトル (500ml) 1本

+

スナック菓子など



参考例
減災グッズ
非常持ち出し品

令和6年度総合防災訓練参加にあたり

- ◎ もしも、国政選挙と重なったら・・・
国政選挙の運営を優先的に考えます。
- 地域の方々へのお願い
 - いくつかのコミセン等は投票所として使用
⇒ 総合防災訓練は、避難所までの避難・点呼まで
(市街地の方) 身を守る行動 (シェイクアウト訓練) から避難所までの
避難・点呼まで
【避難所が投票所として使用されない自治会等は、自治会長等計画で避難所
運営訓練を行ってください】
 - 避難所連絡員が、選挙に伴う実務従事のため訓練に参加できない場合が
あることを予めご了承ください
- 市職員へのお願い
 - 選挙管理委員会から業務従事を依頼された方は選挙管理業務に専念して
ください

◎ 0725大雨で被災された方へ

復旧・復興作業お疲れ様です。

○ 被災された方も、可能な限り訓練に参加して頂くようお願いします。

○ 旧酒田地区に移り住まれた方へ

① 新たな居住地における災害の脅威をハザードマップで確認願います。（津波、最上川洪水等）

② 避難所を事前にご確認頂くとともに、その地域の地区防災計画を熟読願います。

③ 旧酒田地区は総合防災訓練においては、津波を伴う震災がテーマです。

訓練が開始されたら

⇒身を守る（机の下に隠れる等：シェイクアウト訓練）⇒避難所への避難

○ 総合支所管内在住の方：訓練参加前にもう一度、避難場所・経路を事前に確認願います。

国政選挙と日程が重なった場合の行動

場 所	総合支所地区（大雨対応）	
時 期	発災直後	訓練終了
訓練事項		
訓練要領	◎避難行動	◎避難所において点呼

場 所	旧酒田地区（地震・津波対応）		
時 期	発災時	発災直後	訓練終了
訓練事項	<p>身を守る訓練</p>  <p>しゃがむ かくれる まっ</p>		
訓練要領	◎各人毎家庭等において訓練	◎避難行動	◎避難所において点呼

令和6年度 酒田市一斉総合防災訓練に係る訓練内容について

【パターンA】 緊急一時避難場所が津波避難ビル・公園・公民館等の場合（緊急一時避難場所に集合した後に避難所に移動する場合）

時期	地震発生時	揺れが収まったら		集合完了後 (浸水想定区域内の地区は津波警報が解除された後で)		
		共通訓練		自主訓練		
訓練事項	身を守る訓練 	一時避難場所への避難訓練 	安否確認訓練 	避難所への避難訓練 	避難所の開設・運営訓練 	
訓練要領	地震発生時の安全確保について、各個人が自宅で訓練を行う。 ・姿勢を低く ・頭上の安全を確保する ・動かない	自宅から地域で決めた一時避難場所へ避難する。 ・避難ルートの安全確認 ・要配慮者の避難支援	集合が完了したら、避難者の人数確認を行う。 (津波避難ビルの場合) ・出入口解錠方法の確認 ・津波避難ビル内の避難スペースの確認等	一時避難場所から避難所まで集団で移動する。 ・避難ルートの安全確認 ・要配慮者の避難支援	マニュアルに従って避難所を開設する。 ・避難所の開錠 ・施設の安全確認 ・避難者の誘導	マニュアルに従って避難所の運営を行う。 ・避難者の受付 ・地区ごとに割り振り ・避難所運営委員会の開催
会長等の役割	各家庭に対する訓練参加の呼びかけ	避難及び安否確認の要領の確立・徹底			避難所運営マニュアルの確認・徹底	

身を守る訓練から安否確認訓練までは、市総合防災訓練に参加する全ての団体（コミュニティ振興会・自主防災会等）が実施してください。

※避難所（学校・コミセン）を使用する場合、**施設管理者の了承が必要となります**ので、各団体から直接連絡してくださいますようお願いいたします。

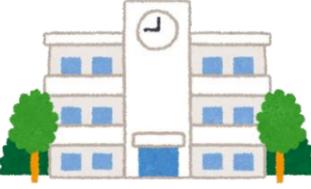
訓練場所にお困りの際は、危機管理課にご相談ください。

安否確認訓練以降は各団体（コミュニティ振興会・自主防災会）の**自主訓練**とします。各団体が必要と考える訓練を実施していただくと、訓練効果がさらに高まります。

※図では例として避難所の開設・運営訓練を挙げていますが、炊き出し訓練や消火訓練など、各団体が必要と考える訓練を自由に実施してください。

※避難所（学校・コミセン）を使用する場合、**施設管理者の了承が必要となります**ので、各団体から直接連絡してくださいますようお願いいたします。なお、訓練場所にお困りの際は、危機管理課にご相談ください。

【パターンB】 緊急一時避難場所が学校・コミセンの場合（緊急一時避難場所と避難所が同じである場合）

時期	地震発生時	揺れが収まったら		共通訓練	自主訓練	集合完了後 (浸水想定区域内の地区は大津波警報が解除された後で)
訓練事項	身を守る訓練 	一時避難場所（兼避難所）への避難訓練 	安否確認訓練 	避難所の開設・運営訓練 		
訓練要領	地震発生時の安全確認について、各個人が自宅で訓練を行う。 ・姿勢を低く ・頭上の安全を確保する ・動かない	自宅から地域で決めた一時避難場所へ避難する。 ・避難ルートの安全確認 ・要配慮者の避難支援	集合が完了したら、避難者の人数確認を行う。 ※確認方法は各地区のルールによる。	マニュアルに従って避難所を開設する。 ・避難所の開錠 ・施設の安全確認 ・避難者の誘導	マニュアルに従って避難所運営を行う。 ・避難者の受付 ・地区ごとに割り振り ・避難所運営委員会の開催	
会長等の役割	各家庭に対する訓練参加の呼びかけ	避難及び安否確認の要領の確立・徹底			避難所運営マニュアルの確認・徹底	

身を守る訓練から安否確認訓練までは、市総合防災訓練に参加する全ての団体（コミュニティ振興会・自主防災会等）が実施してください。

※集合場所に学校・コミセンを使用する場合、**施設管理者の了承が必要となります**ので、各団体から直接連絡してくださいませようお願いします。

訓練場所にお困りの際は、危機管理課にご相談ください。

安否確認訓練以降は各団体（コミュニティ振興会・自主防災会）の**自主訓練**とします。各団体が必要と考える訓練を実施していただくと、訓練効果がさらに高まります。

※図では例として避難所の開設・運営訓練を挙げていますが、炊き出し訓練や消火訓練など、各団体が必要と考える訓練を自由に実施してください。

※避難所（学校・コミセン）を使用する場合、**施設管理者の了承が必要となります**ので、各団体から直接連絡してくださいませようお願いします。訓練場所にお困りの際は、危機管理課にご相談ください。